

初診時に選定療養費の支払いの必要がない場合

①救急の患者
②国の公費負担医療制度の受給対象者
③地方単独の公費負担医療の受給者（事業の趣旨が特定の障害、特定の疾病等に着眼しているものに限る。母子医療、乳幼児医療等は除く）
④無料低額診療事業実施医療機関における当該制度の対象者
⑤エイズ拠点病院における HIV 感染者
⑥自施設の他の診療科から院内紹介されて受診する患者
⑦医科と歯科との間で院内紹介された患者
⑧特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた場合
⑨救急医療事業、周産期事業、小児救急医療輪番制等における休日夜間受診する患者
⑩外来受診から継続して入院した患者
⑪地域に他に当該診療科を標榜する保険医療機関がなく、当該保険医療機関が外来診療を実質的に担っているような診療科を受診する患者
⑫治験協力者である患者
⑬災害により被害を受けた患者
⑭労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者
⑮その他、当院を直接受診する必要性を特に認めた患者（※急を要しない時間外の受診、単なる予約受診等、自己都合により受診する場合を除く）